

科目：国際関係法（私法系）第1問

条数のみは法の適用に関する通則法を指す。人事訴訟法は「人訴」とする。

第1問**1 設問1****(1) 小問1**

ア 本件の訴えは、「婚姻の無効...の訴え」(人訴2条1号)であり、「人事に関する訴え」(同条)に当たるから、その国際裁判管轄は、人訴3条の2以下に従って判断される。

イ 人訴3条の2第2号は、身分関係当事者の双方に対する訴えにつき、その一方又は双方の住所が国内にある場合に、日本の裁判所の管轄を認める。この規定は、応訴を強いられる被告の便宜を図る「原告は被告の法廷に従う」との原則の顕れである。

本件において、AとCは日本で婚姻生活を営んでおり、その住所はともに日本国内にあると考えられる。よって、人訴3条の2第2号の要件を充たす。

ウ 人訴3条の5は、特別の事情による訴えの却下を認めているが、本件においては適用されない。被告であるA・Cが日本国内で生活している以上、応訴負担は問題とならないし、その他当事者間の衡平あるいは審理の適正迅速を妨げる特別の事情も見受けられない。

エ 以上により、本件の訴えについて日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められる。

(2) 小問2

ア 本件では、A・Cの婚姻が、婚姻障害事由たる重婚禁止に抵触しないかが問題となっている。この問題は、婚姻が有効に成立しているか否か、即ち婚姻の成立の問題として、24条1項により準拠法が決定される。同規定は婚姻関係における抵触法上の両性平等に配慮し、各当事者の本国法を配分的に適用することとしている。婚姻成立要件のうち、いわゆる双方的要件については、両当事者の本国法が累積的に適用される形となる。

イ 重婚の禁止は一方当事者のみに関する問題ではなく、双方ともに配偶者がいないことを要求する秩序であるから、双方的要件に当たる。本件では、A・Cの本国法を累積的に適用して、両者の婚姻が重婚禁止に抵触しないか判断することとなる。

ウ Aの本国法は、甲国法である。Cは日本及び甲国の重国籍者であっていまだ国籍の選択をしていないものであるから、38条1項但書により、本国法は日本法である。

エ 甲国民法①は配偶者のある者の重婚を禁止し、違反に対する効果を当該婚姻の無効とする（同②）。

一方で日本民法は、732条において重婚を禁止し、違反に対する効果としては、当該婚姻が取消しうると規定されている（同744条1項本文）。

オ 異なる効果を定める法が累積的に適用される場合、より厳格な効果を定める法に従うこととなる（厳格法の原則）。A・C間の婚姻は甲国民法②に従い無効であり、Bの請求は認められる。

(3) 小問3

ア AC間の婚姻の無効判決が確定する以前は、Dは両者の嫡出子であった。判決確定という出生後の事情によりその地位に変動が生じるか否かは、親子関係に関する32条によるべきとの考え方もありうる。しかし、同条によれば子の本国法あるいは常居所地法が段階的に適用されることになる。最終的に適用される法が両親の婚姻の瑕疵について適用される法と食い違い、適応問題を生ずるおそれがある。子の福祉の観点から嫡出性は可及的に認められるべきであるから、その道を拓げるべく選択的適用を採用した28条1項に従って判断されるべきである。

イ Dの出生の当時のAの「本国法」は甲国法であり、Cの「本国法」は日本法である（38条1項但書）。日本法は、婚姻の取消しについては遡及効を制限する規定を設けている（日本民法748条1項）ものの、無効についてはそのような規定がない。よって日本法に従えば、AとCの婚姻は遡及的に無効となり、Dの嫡出子としての身分もまた遡及的に失われることとなる。一方で、甲国法によればどうか。甲国民法③によれば、両親の婚姻を無効とする判決が確定した場合にあっても、それ以前に出生した子については引続き嫡出子とみなされる。本件においては、DはACの婚姻無効判決以前に出生した子であるから、同規定が適用される結果、嫡出子として扱われることになる。

ウ 以上により、日本法と甲国法を選択的に適用する結果、Dは嫡出である子として扱われる。

2 設問2

- (1) 領事の面前での挙行をもって婚姻が成立するか否かは、婚姻の方式の問題であるから、24条2項及び3項によって準拠法が決定される。同2項は、方式についての「場所は行為を支配する」との一般的な法原則を反映したものである。3項は、なるべく方式面での障壁を取り除くべく、本文において各当事者の本国法を選択的に適用しうるものと定める一方で、日本の戸籍事務の適正に配慮し、但書において一定の制限を付している。
- (2) 本件で、AとCが婚姻を挙行した当時、Cは既に日本の国籍を選択（国籍法14条）することにより日本人となっていた。婚姻は日本国内で挙行された。よって、24条3項但書が適用される結果、同項本文の適用は排除される。同条2項の適用により、両者の婚姻の方式については挙行地法たる日本法により規律されることとなる。
- (3) 日本民法739条1項は、婚姻の方式要件として、創設的な届出を要求している。ところが、本件では婚姻の届出がなされていない。同741条は在外邦人について領事への届出をもって方式要件の充足を認めることとしているが、日本での外国籍者が外国領事の面前で婚姻を挙行する本件に適用されるものではないし、同規定を双方化して解釈することもできない。
- (4) 以上により、AC間の婚姻は方式の要件を充足しておらず、日本において有効に成立しない。

以 上

科目：国際関係法（私法系）第2問

条数のみは法の適用に関する通則法を指す。

第2問**1 設問1****（1）小問1**

本件訴えは、XがBの不法行為責任を追及するものであり、その国際裁判管轄権の所在は、民事訴訟法（以下「民訴」）3条の2以下に従って判断される。

ア 民訴3条の2第1項は、被告の応訴負担に配慮し、被告住所を原則的な管轄原因として定めている。本件で被告となるBは甲国に住所を有しているから、本規定の適用はない。

イ 民訴3条の3第3号は、判決の執行可能性の観点から、財産権上の訴えにつき、請求の目的あるいは被告の財産が日本国内にあることを管轄原因として定めている。

本件訴えは「財産権上の訴え」に該当し、「金銭の支払を請求するもの」に当たる。しかし、被告となるBは現在、甲国以外に資産を有していないことから、本規定は適用されない。

ウ 民訴3条の3第8号は、証拠収集上の便宜や当事者の予測可能性の観点から、不法行為に関する訴えについては、不法行為があった地が国内にあることを管轄原因としている。同号にいう「不法行為があった地」とは、被害者救済の要請から、原則として結果発生地を指す。もっとも、この場合の結果とは不法行為により生じた一次的な損害を指し、他の法域へ移動して受けた治

療に対する対価などの二次的・派生的な損害は含まれない。二次的・派生的な損害が生じたに過ぎない場所に証拠物が集中するとは言えず、また、加害者からみて予測可能性に欠けることから、本規定の趣旨があたらないためである。

本件において、不法行為であるBの運転ミスにより、一次的な損害であるXの負傷が生じたのは、丙国においてである。丙国で手術を受けたのちにXが日本へ移動して受けた入院治療の費用は、上述にいうところの二次的・派生的な損害にすぎない。よって、「不法行為があった地」が日本国内にあるものとは言えず、本規定は適用されない。

エ X Bが管轄につき合意した事実はない（民訴3条の7第1項）。

オ 以上により、本件訴えについて日本の裁判所の国際裁判管轄権は認められない。

（2）小問2

ア 不法行為の問題であるから、準拠法は17条以下により決定される。同条本文は、被害者を抵触条上保護する目的のもと、原則として結果発生地の法によるものと定める。ここでいう「結果」とは、不法行為による直接の損害を指す。一方で但書は、加害者における予測可能性との調整を図り、通常予見可能性を基準として加害行為地法が適用される場合を規定している。

本件で、不法行為の直接の損害はXの負傷であって、これは丙国において発生した。丙国内でXが負傷することについて、丙国内で自動車を衝突させたBにおいて通常予見可能性がないとは

言えない。よって、17条により指定される法は丙国法となる。

イ 当事者により準拠法が変更された事実もない（21条）。

ウ もっとも、「明らかにより密接な関係がある地」がある場合、その地の法が適用されることになる（20条）。

本件ではどうか。確かに、事故の当時にXとBが同一の法域に常居所を有していた事実はなく、また、事故が契約上の義務に違反して生じたものであるわけでもない。しかし、XとBはともに日本人であり、日本でともに大学時代を過ごした長いつきあいのある友人である。加害者であるBは日本企業の傘下のJVの役員であって、日本法の適用を受けることにより法令調査等の不利益を受ける程度は小さい。以上によれば、偶然通過中に事故が発生したにすぎない丙国よりも日本のほうが本件により密接な関係があることは明らかである。

エ 以上により、裁判所は、日本法を適用して判断すべきである。

2 設問2

（1）小問1

ア 本件自動車は、「生産物で引渡しがされたもの」に当たる。本件は、その欠陥（「瑕疵」）によりA社の財産が害されたことを原因として、生産業者たるC社の責任を追及する事案である。いわゆる「生産物責任」の問題として、18条以下により準拠法が決定される。

イ 同条は、生産業者と消費者との接点であり双方にとって法選択の予測可能性が高い地として、引渡しの地の法を原則的な準

拋法として定める（本文）。例外的に、当該地での引渡しが生産業者からみて通常予見できない場合には、明確性・予測可能性の点で次善の選択として、生産業者の主たる事業所所在地の法によるものと定め、生産業者の保護を考慮している（但書）。

ウ 本件自動車の引渡しは、甲国内で行われた。生産したC社は、販売会社であるD社との間で、製品を「甲国内で」販売するための契約を締結しており、本件自動車もこの契約にもとづいて販売された。そうである以上、C社において本件自動車が甲国内でエンドユーザへ引き渡されることは当然に予見しうるといえ、18条但書は適用されない。同条本文により、原則として甲国法がC社生産物責任の準拋法となる。

甲国と比べて本件に明らかにより密接に関係する地はなく（20条）、また、当事者において準拋法変更の合意がなされた事実もない（21条）。

エ 以上により、裁判所は、甲国法を適用して判断すべきである。

（２）小問２

ア 小問１同様、18条以下に沿って準拋法を考える。18条の規定の趣旨は、前記の通りである。

イ 本件自動車の引渡しは、甲国内で行われた。しかし、生産したC社からみて、甲国内で引渡しが行われることは、通常予見可能であったとはいえない。

そもそもC社は、甲国が定める環境基準を充たす製品を生産していないため、甲国内で新車を販売できず、販路も有していな

い。確かに、甲国は中古車についてはそのような環境基準を定めていない。新車販売を行っている乙国からみて甲国は地続きであることから、乙国で販売されたC社製品が甲国へわたって中古車として再販売され、結果として甲国内において引渡しが行われることが観念的には想定しうる。しかし、そのような観念的な可能性をもって通常予見可能性を肯定したのでは、中古車の流通がありうる限り引渡し地は世界中に拡がりうることとなり、生産業者の保護に悖る。

ウ よって、本件においては18条但書が適用され、C社の本店（「主たる事業所」）の所在する日本の法が準拠法となる。

エ 明らかにより密接な地はなく（20条）、準拠法変更の合意もない（21条）ことから、裁判所は、日本法を適用して判断することになる。

以 上

国際関係法（私法系）第1問

法の適用に関する通則法は法令名省略する。

第1. 設問1・小問1

1. Bの提起したAC間の婚姻無効の訴えは、「人事訴訟」（人事訴訟法〔以下、「人訴」とする。〕2条1号）である。

そして、Bの提起したAC間の婚姻無効の訴えは、身分関係の当事者以外の者が提起するものであり、A及びC双方を被告とする（人訴12条2項）。

2. 国際裁判管轄については、人訴3条の2以下に規定があり、本件では、人訴3条の2第2号が適用され得る。

上述の通り、本件訴えは、「身分関係の当事者の双方に対する訴え」である。そして、Aは10年前より来日し、以後現在まで日本に居住しており、住所が日本国内にある。また、Cは、出生以来、日本に居住しており、住所が日本国内にある。

したがって、当事者の双方の住所が日本国内にあるといえ、人訴3条の2第2号を満たす。

3. 被告は双方日本にいたので、応訴の負担は問題ない。そして、AとCは日本で知り合い、日本で結婚をしたから、AC間の婚姻に関する証拠は日本に多く所在する。したがって、人訴3条の5の「特段の事情」はない。

よって、人訴3条の2第2号より、本件訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められる。

第2. 設問1・小問2

1. BによるAC間の婚姻無効の訴えが認められるためには、AC間の婚姻が無効でなければならない。婚姻が無効か否かは婚姻が有効に成立したとと表裏一体の問題である。そこで、婚姻の無効については、「婚姻の成立」の問題として、24条1項に従い、準拠法を定める。

2（1）24条1項は、両性の平等に配慮しつつ、婚姻の成立は当事者の身分関係と密接に関連することから、身分関係を一番よく反映した当事者の本国を連結点とする。

もっとも、公益や当事者以外の第三者の利益を保護する要件については、その保護も要請されることから、当事者双方の本国法が累積的に適用されると解する。

（2）Aの本国法は甲国法である。

Cは日本と甲国の二重国籍者である。そのため、38条1項但書より、日本法が本国法となる。

（3）AB間の婚姻は現在でも有効に成立している。そこで、AC間の婚姻が重婚となり無効となるか。

Cについて、本国法である日本法によれば、重婚は取消事由である（民法732条・744条）。

Aの本国法である甲国法では、重婚は無効事由である（甲国民法①・②）。

日本法では、重婚は公益と相手方の利益を保護する規定であるから、双方的要件と考えられる。甲国法においても、甲国民法の規定は配偶者のある甲国人が重婚をすることを禁じているのみならず、配偶者のいない甲国人が既婚者と婚姻することをも禁じている。これは、相手方の利益を保護する趣旨と考えられる。したがって、日本法・甲国法いずれにおいても、重婚は双方的要件であると考えられる。

したがって、A C間の婚姻の無効については、日本法と甲国法を累積的に適用して判断する。

（４）上述の通り、日本法によれば、A C間の婚姻は取消である。甲国法によれば、A C間の婚姻は無効である。累積的に適用する結果、効力の強い無効になると解する。

したがって、A C間の婚姻は無効となる。

公序（42条）にも反しない。

よって、BによるA C間の婚姻無効の訴えは認められる。

第3. 設問1・小問3

1. A C間の婚姻が無効となったことによって、Dが嫡出子であると扱われるかについて、「嫡出」の問題として、28条1項によるとの見解がある。

しかし、婚姻の無効によって嫡出子たる身分を失うかが問題となっており、婚姻の無効を判断した準拠法と統一的判断をする方がよい。そこで、婚姻の無効の効力の問題として、24条1項により、準拠法を定めるべきである。

2. なるべく嫡出子たる身分を成立させたままであることがこの福祉に資するから、父の本国法と母の本国法を検討していずれかの方で嫡出子性が認められる場合は、双方の間で嫡出子として認めるべきである。

Aの本国法である甲国法によれば、Dは、A C間の婚姻について、その無効の判決が確定する前に出生した子であり、A C間の婚姻が無効となっても、Dは嫡出子たる身分を失わない（甲国民法③）。

よって、A C間の婚姻が無効となったことによって、Dが嫡出子であると扱われる。

第4. 設問2

1. AとCは、甲国民法の規定に従って、日本に駐在する甲国の領事の面前で婚姻を虚構した。この婚姻は、婚姻の形式的成立要件を満たすか。

「婚姻の方式」の問題として、24条2項・3項に従い準拠法を定める。

2. 24条2項・3項は、なるべく方式上婚姻を有効に成立するために選択的連結を採用した。

24条3項但書は、国際的な婚姻が日本で届出がされない事態が多いことから、便宜のため日本法によることとした。

3. 本件は、C はすでに日本国籍を選択しているから、日本人である。本件婚姻は、日本において挙行された。したがって、24 条 3 項但書より、日本法が適用されそうである。

もっとも、日本法によれば、民法 739 条 1 項より、届出がない限り婚姻の形式的成立要件は満たさないため、届出のない本件では形式的成立要件を満たさないことになる。

ここで、24 条 3 項本文によれば、A の本国法である甲国法により本件婚姻は有効のはずである。24 条 2 項・3 項の趣旨が、なるべく方式上婚姻を有効に成立させることにあり、日本法によって、婚姻が成立しなくなるのは選択的連結を定めた趣旨に反する。

そこで、24 条 3 項但書にかかわらず、24 条 3 項本文により、甲国法により本件婚姻は方式上有効である。そして、届出については、報告的届出を求めることで対処すべきである。

よって、AC 間の婚姻は日本において有効に成立する。

以上

国際関係法（私法系）第2問

法の適用に関する通則法は法令名省略し、民事訴訟法は「民訴」とする。

第1. 設問1・小問1

1. 本件訴えの被告であるBは、甲国に住所を有するから、「住所が日本国内にある」とはいえず、民訴3条の2第1項は認められない。

2. (1) 本件訴えは、本件事故という不法行為に基づく損害賠償請求権であり、「不法行為に関する訴え」（民訴3条の3第8号上段）である。

同号の趣旨は、不法行為地に国際裁判管轄が認められることは当事者が予想できること、また、証拠が多く所在することにある。

そこで、「不法行為があった地」とは、加害行為地または結果発生地をいう。結果発生地は、直接の法益侵害発生地をいう。間接的な法益侵害発生地については、当事者の予見可能性を欠くことから、「不法行為があった地」には含まれない。

(2) Bによる本件事故が、本件不法行為であるから、加害行為地は本件事故発生地である丙国である。

また、本件事故によりXの身体という法益が直接侵害されたといえるから、結果発生地も丙国である。

(3) よって、「不法行為があった地」が日本国内にある（同号下段）とはいえないので、3条の3第8号も認められない。

そのため、本件訴えについて、日本の裁判所に国際裁判管轄権は認められない。

第2. 設問1・小問2

1. 本件訴えにおいて、XのBに対する損害賠償請求が認められるか否かについては、Bに本件事故に関する過失が認められるか否かが問題となっている。

そこで、不法行為の要件の充足性の問題は、「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力」の問題であり、17条以下により準拠法を定める。

2 (1) 17条本文の趣旨は、加害行為の結果発生地は、当事者が予見可能であることから連結点としたものである。そこで、「加害行為」の結果発生地とは、直接の法益侵害発生地をいう。

本件事故が、Xの身体という法益を直接侵害したといえるから、「加害行為」の結果発生地は、丙国である。

(2) では、本件において、17条但書が適用されるか。

17条但書は、予見可能性を実質的に判断して妥当な準拠法を決定しようとするものである。

したがって、「予見」の対象は、結果発生場所に関する予見である。予見可能性は客観的に判断する。

2-2

Xは、Bが本件自動車を運転して、甲国から丙国を経由して乙国に向かうことを認識した上で、同乗させてもらっている。甲国から乙国へは、丙国を通過して乙国に至る国際高速道路を利用するのが通常である。したがって、XやBと同じ立場にいる一般人にとっては、丙国内で事故が発生することは予見可能であるといえる。

したがって、17条但書は適用されない。

(3)では、20条の適用はあるか。

20条は、最密接関係地法の原則を尊重し、妥当な準拠法を特定するためにある。

たしかに、本件では、本件自動車は、甲国会社であるA社の所有物であること、甲国内から出発したことから、甲国法が最密接関係地法とも思える。また、仕向地である乙国法が最密接関係地法であるとの考えもある。

しかし、本件事故に関する証拠は、本件事故発生地である丙国に多く所在していると考えられることや丙国は甲国や乙国と陸続きにあり、当事者も丙国内の不法行為があり得ることは認識が可能であることから、甲国法や乙国法は丙国法よりも最密接関係地法であるとはいえない。

したがって、20条の適用もない。

(4)よって、XのBに対する損害賠償請求が認められるか否かについては、丙国法を適用して判断すべきである。なお、22条より日本法も累積的に適用する。

第3. 設問2・小問1

1. AのCに対する訴えは、「製造物」である本件自動車で引き渡されたものの瑕疵により、A社の財産である本件自動車が侵害されたとして、生産業者であるC社に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権を主張するものである(18条本文)。

2(1)18条本文の趣旨は、製造物責任について17条を形式的に適用すると、不法行為地が予見できない場所となる可能性があることから、当事者にとって予見可能である「引渡し」地を連結点としたものである。

そこで、「引渡し」地とは、被害者が直接引渡しを受けた地を言う。

本件で、A社はD社から甲国内で本件自動車の引渡しを受けた。したがって、「引渡し」地とは、甲国法である。

(2)18条ただし書きの適用はあるか。

予見の対象は、引渡し場所に関する予見であり、客観的に判断する。

C社は、自社の自動車を甲国内で販売するための契約をD社との間で締結しており、本件自動車は、この契約に基づきCからDに対して引き渡されたものであった。したがって、Cの立場にいる一般人にとって、甲国内で本件自動車が引渡されることは予見可能である。

よって、18条但書の適用はない。

(3)20条の適用もない。

2-2

よって、A の C に対する損害賠償請求権が認められるか否かは、甲国法により判断する。
なお、22 条より日本法も累積的に適用する。

第 4. 設問 2・小問 2

1. 小問 1 と同様に 18 条の問題である。

2 (1) 「生産物」である本件自動車を A が引渡しを受けた地は、甲国である。したがって、「引渡し」地法は、甲国法である。

(2) もっとも、本件は 18 条但書が適用される。

甲国は、甲国内で新車として販売される自動車が満たすべき排気ガス等の環境基準について、周辺国よりも厳しい基準を設定していたところ、C 社は甲国の環境基準を満たす自動車を製造しておらず、広告市場には販路を有していなかった。

C 社は、乙国では、環境基準を満たすとして自動車を販売していた。本件で自動車は乙国から持ち込まれたものである。

したがって、C 社と同じ立場にある一般人にとっては、甲国で本件自動車が引き渡される予見はできないといえる。

したがって、本件は 18 条但書の適用になるからである。

そこで、生産業者 C 社が主たる営業所を有する地の法である日本法が準拠法となる。

(3) 20 条の適用もない。

よって、A の C に対する損害賠償請求権が認められるか否かは、日本法により判断する。

以上